

参考様式4

衣川地域農業マスターplan(実質化された人・農地plan)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
奥州市	令和3年2月26日	令和6年9月27日
対象地区名(地区内の集落名)		
衣川・衣川地域		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	614.47	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	339.01	ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	67.23	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27.78	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.42	ha
(備考)		

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

農家の高齢化、後継者・担い手不足を原因とし、農業の継続が困難になる場面が見受けられる。特に耕作放棄につながる水稻の作業委託は、受け手の確保が必要なことから、中山間地域等直接支払制度を活用し、対応を行っていく。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

退職等により兼業から専業になった農業者への集積。
中山間等組織の支援により、新たな担い手を育成する。
地域内の農地利用は、中心経営体である認定農業者が中心となって担うほか、今後規模拡大を希望すると見込む者と相談しながら対応する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農地バンクの機能を活用して、機構を通じて中心経営体へ貸付を進めていく。
(2) 基盤整備への取組	農地を集約して効率よく仕事ができるよう、大区画化、汎用化等の基盤整備を検討する。
(3) 新規・特産化作物の導入	米等の作物以外では、ハトムギ、りんどうに加えてピーマン、エゴマ等の生産拡大を目指す。
(4) 耕作放棄地の解消・再生利用	多面的機能支払交付金を活用し、定期的に草刈り、農道等の状況を確認し、組織的に耕作放棄地を未然に防ぐ。
(5) 鳥獣被害防止対策の取組	農作物の鳥獣被害の実態及び集落マップ(被害発生場所等)を作成し、中山間組織等を含めて今後の対策に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法 人
① 認定農業者	10 人	3 法人
② 認定新規就農者	3 人	法人
③ 集落営農組織	組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	50.42 ha	614.47 ha	8 %
今後	61.84 ha	614.47 ha	10 %